

昭和四十三年政令第百四十二号

(信用金庫法施行令)

内閣は、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第六条第二項、第十六条第二項、第五十条第三項及び第五十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（出資の総額の最低限度）

第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五条第一項に規定する政令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項に規定する政令で定める額は、当該区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 東京都の特別区の存する地域又は金融庁長官の指定する人口五十万以上の市に主たる事務所を有する信用金庫 二億円

二 その他の信用金庫 一億円

三 全国を地区とする信用金庫連合会 百億円

四 その他の信用金庫連合会 十億円

（法第六条第二項に規定する政令で定める投資）

第二条 法第六条第二項に規定する政令で定める投資は、有価証券に対する投資とする。

（金庫の名称について準用する会社法の読み替え）

第二条の二 法第六条第三項の規定において金庫の名称について会社法（平成十七年法律第八十六号）第八条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句
第八条第二項 (法人会員の資本の額等の限度)	営業上	事業上	事業上
（法人会員の資本の額等の限度）	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第三条 法第七条第一項第一号ロに規定する政令で定める金額は、九億円とする。			
第四条 法第十条第一項ただし書に規定する政令で定める金額は、九億円とする。			
（会員の出資の最低限度額）			
第四条の二 法第十二条第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。			
一 第一条第一号に掲げる信用金庫の会員 一万円			
二 第一条第二号に掲げる信用金庫の会員 五千円			
三 第一条第三号又は第四号に掲げる信用金庫連合会の会員 十万円			
（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）			
第四条の三 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十二条第三項に規定する電磁的方法をいう。第十四条及び第十五条を除き、以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。			
一 法第十二条第六項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百二十二条第一項			
二 法第十二条第七項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百二十二条第一項			
三 法第三十五条の八第四項			
四 法第三十五条の八第七項			
五 法第四十一条第三項			
六 法第四十一条第七項			

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を行は、この限りでない。

法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を行は、この限りでない。

（議決権について準用する会社法の読み替え）

第四条の四 法第十二条第七項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定において代理人による代理権の行使について会社法第三百十一条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第三百十一条第六項 電磁的記録（同法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）

2 法第十二条第七項の規定において電磁的方法による議決権の行使について会社法第三百十二条第一項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第三百十一条第六項 電磁的記録（同法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）

（議決権について準用する会社法の読み替え）

第三百十二条第四項 電磁的記録（同法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）

（持分譲受けの限度）

第三百十二条第一項 電磁的方法によ電磁的方法（信用金庫法第十二条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下この項及び第三項において同じ。）による

（会員等以外の者からの監事の選任を要しない信用金庫の範囲）

（持分譲受けの限度）

第三百十二条第一項 電磁的方法によ電磁的方法（信用金庫法第十二条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下この項及び第三項において同じ。）による

（会員等以外の者からの監事の選任を要しない信用金庫の範囲）

## 第三百八十三条第一項

## 第三百六十六条第一項ただし書

(信用金庫法第三十七條第四項において準用する第三百六十六条第一項ただし書)

(代表理事について準用する会社法の読み替え)

第五条の四 法第三十五条の九第四項の規定において代表理事について会社法第三百五十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第五条の五 法第三十八条の二第一項に規定する政令で定める規模に達しない信用金庫は、その事業年度の開始の時における預金等総額が二百億円に達しない信用金庫とする。

第五条の六 法第三百四十五条第一項に規定する会社法の規定の表のとおりとする。

(云計監査人の監査を要しない信用金庫の範囲)

第五条の七 法第三百四十五条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次

(云計監査人について準用する会社法の読み替え)

第五条の八 法第三百四十五条第三項及び第三百四十六条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次

(云計監査人について準用する会社法の読み替え)

第五条の九 法第三百四十五条第一項及び第三百四十五条第二項に規定する会社法の規定の表のとおりとする。

(電磁的方法による通知の承諾等)

第五条の十 法第三百四十五条第四項の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者(次項において「通知発出者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第五条の十一 法第三百四十五条第四項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(総代の選任に関する定款の記載事項)

第六条 法第四十九条第三項に規定する政令で定める事項は、総代の選任方法及びその選任に関する定款の申出があつた場合の措置とする。

(出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第七条 法第五十二条第二項(法第六十一条の三第七項及び第六十二条の四第五項において準用する場合を含む。)並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号第十条、第十一条の二及び第十二条までにおいて「準用銀行法」という。)第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会(以下「金庫」と総称する)の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

(会員以外の者に対する資金の貸付け等)

第八条 信用金庫が法第五十三条第二項の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。

一 会員以外の者に對しその預金又は定期積金を担保として行う資金の貸付け

二 金融庁長官の定める期間会員であつた事業者で法第十条第一項ただし書に規定する事業者となつたことにより脱退したもの(以下この条において「卒業会員」という。)に対し、金融庁長官の定める期間内に行う資金の貸付け(償還期限が当該期間内に到来するものに限る。)及び手形の割引

三 会員以外の者で会員たる資格を有するものに對し、金融庁長官の定める金額の範囲内において行う資金の貸付け及び手形の割引

四 会員の外国子会社に対する資金の貸付け又は卒業会員の外国子会社に対する資金の貸付け又は、卒業会員の外國子会社に対する資金の貸付け(償還期限が当該期間内に到来するものに限る。)

五 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号)第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第三条第二項に規定する地方独立行政法人に対する資金の貸付け(第八号に規定する独立行政法人勤労者退職金共済機構及び独立行政法人住宅金融支援機構に対する資金の貸付けを除く。)及び手形の割引

六 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百七号)第二条第五項に規定する選定事業者に対する同条第四項に規定する選定事業に係る資金の貸付け

七 地方公共団体に対する資金の貸付け

八 独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫又は勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十二条第一項に規定する共済組合等に対する同法第十一條に規定する資金の貸付け

九 地方住宅供給公社その他これに準ずる法人で金融庁長官の指定するものに対する資金の貸付け及び手形の割引

十 金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引

二 前項第一号から第六号まで及び第九号に掲げる資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額は、当該信用金庫の資金の貸付け及び手形の割引(同項第十号に該当するものを除く。)の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。

三 第一项第四号に規定する外国子会社とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の団体(第一号において「外国法人等」という。)であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

一 会員又は卒業会員がその総株主等の議決権(外国における法第三十二条第六項に規定する総株主等の議決権に相当するもの)を有するもの(以下同じ。)の百分の五十を超える議決権(外国における同項に規定する議決権に相当するものをいう。同号において同じ。)を保有しているもの

二 その本国(当該外国法人等の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。)の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、会員又は卒業会員がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権の保有が認められない外国法人等であつて、人的関係、財産の拠出に係る關係その他の関係において当該会員又は卒業会員と密接な関係を相当程度有するものとして内閣府令で定めるもの

(信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用)

第八条の二 法第五十三条第六項第四号及び第五十四条第五項第四号に掲げる業務に關しては、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一條第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条

の二第二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それと同一のものとする。

読み替える信託業法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第五十条の二第三項第一号	商号	名称
第五十条の二第三項第二号	資本金の額	出資の総額
第五十条の二第三項第三号	取締役及び監査役（監査等委員会	理事及び監事

**(準備金の範囲)**  
第八条の三 法第五十四条の二の四第一項に規定する準備金として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 未払工賃、未払労働者手当、未払雇用保険料

3  
法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務  
に関する場合は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用  
する場合を含む。）の適用については、金庫同法第三条の規定により担保付社債に関する信託  
事業の免許を受けることができる会社とみなす。

一  
銀

二 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会	二 法第四条の規定による免許
三 労働金庫及び労働金庫連合会	二 法第八十七条の五（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定による通知
四 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。）	三 準用銀行法第二十七条及び第二十八条の規定による法第四条の免許の取消し
五 漁業協同組合（漁業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十二条第一項第四号の事業を行うものに限る。）漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。）水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。）	四 準用銀行法第五十六条（第二号に係る部分に限る。）の規定による告示
六 農林中央金庫	（財務局長等への権限の委任）

（信用金庫電子決済等取扱業に関する特例に係る法の規定を適用する場合の読み替え）

第九条の六の二 法第八十五条の三の二（第二項の規定により法第八十九条第九項において準用する銀行法の規定を適用する場合における同項において準用する銀行法の規定の技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）

読み替える法第八十九条第九項において準用する銀行法の規定	読み替えられる字句
第五十二条の六十一の八第一項第一号	商号、名称又は氏名
第五十二条の六十一の八第一項第四号	営業所又は事務所
第五十二条の六十一の十五第一項	営業所若しくは事務所
第五十二条の六十一の八第一項第一号	商号
第五十二条の六十一の八第一項第四号	営業所

（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定の申請）

第九条の六の三 法第八十五条の三の四の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 役員の氏名

四 法第八十五条の三の四第二号に規定する協会員の氏名又は名称

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定の申請）

第九条の七 法第八十五条の九の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 役員の氏名

四 法第八十五条の九第二号に規定する協会員の氏名又は名称

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定の申請）

第九条の八 法第八十五条の十二第一項第二号及び第四号ニ並びに法第八十九条第十一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二 第十三条の八各号に掲げる指定

（異議を述べた金庫関係業者の数の金庫関係業者の総数に占める割合は、三分の一とする。）

第九条の九 法第八十五条の十二第一項第八号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第十条 法第八十八条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

二 法第八十七条の五（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定による通知	二 法第八十七条の五（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定による通知
三 準用銀行法第二十七条及び第二十八条の規定による法第四条の免許の取消し	三 準用銀行法第二十七条及び第二十八条の規定による法第四条の免許の取消し
四 準用銀行法第五十六条（第二号に係る部分に限る。）の規定による告示	四 準用銀行法第五十六条（第二号に係る部分に限る。）の規定による告示
（財務局長等への権限の委任）	（財務局長等への権限の委任）
第六十一条の二 法第八十七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うこと妨げない。	第六十一条の二 法第八十七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うこと妨げない。
一 法第三十一条、第三十五条第一項ただし書、第四十四条（法第三十五条の八第八項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第四項ただし書及び第六項、第五十四条の二十二第二項ただし書、第五十八条第六項、第六十二条の六第四項並びに第八十七条の三ただし書の規定並びに準用銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書並びに第三十七条第一項第一号及び第三号の規定による認可及び承認	一 法第三十一条、第三十五条第一項ただし書、第四十四条（法第三十五条の八第八項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第四項ただし書及び第六項、第五十四条の二十二第二項ただし書、第五十八条第六項、第六十二条の六第四項並びに第八十七条の三ただし書の規定並びに準用銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書並びに第三十七条第一項第一号及び第三号の規定による認可及び承認
二 法第八十七条の二第一項の規定による前号に掲げる認可又は承認の条件の付加及びこれの変更	二 法第八十七条の二第一項の規定による前号に掲げる認可又は承認の条件の付加及びこれの変更
三 第五条第二項及び第十二条第二項第二号の規定による承認	三 第五条第二項及び第十二条第二項第二号の規定による承認
四 法第八十七条の規定、準用銀行法第十六条第一項の規定及び第十二条第二項第三号の規定による届出の受理並びに準用銀行法第十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理	四 法第八十七条の規定、準用銀行法第十六条第一項の規定及び第十二条第二項第三号の規定による届出の受理並びに準用銀行法第十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理
五 準用銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め	五 準用銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め
六 準用銀行法第二十五条第一項（準用銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による質問及び立入検査	六 準用銀行法第二十五条第一項（準用銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による質問及び立入検査
七 準用銀行法第四十四条の規定による清算人の選任及び解任の請求	七 準用銀行法第四十四条の規定による清算人の選任及び解任の請求
八 準用銀行法第四十六条第一項及び第二項の規定による意見の陳述	八 準用銀行法第四十六条第一項及び第二項の規定による意見の陳述
2 前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用金庫の従たる事務所その他の施設（当該信用金庫の所属信用金庫（法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）とする信用金庫代理業者（同条第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用金庫の子法人等（準用銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者以外の者で当該信用金庫から業務の委託を受けた者（その者から委託（以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。	2 前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用金庫の従たる事務所その他の施設（当該信用金庫の所属信用金庫（法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）とする信用金庫代理業者（同条第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用金庫の子法人等（準用銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者以外の者で当該信用金庫から業務の委託を受けた者（その者から委託（以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
3 前項の規定により、信用金庫の従たる事務所等に対しても報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用金庫の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に對して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。	3 前項の規定により、信用金庫の従たる事務所等に対しても報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用金庫の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に對して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。
4 前三项の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。	4 前三项の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。
5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。	5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。



- 五 準用銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否
- 六 法第八十五条の十一第二項及び第八十七条第四項の規定並びに準用銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項並びに第五十二条の六十一の七第一項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理
- 七 準用銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め
- 八 準用銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査
- 九 準用銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令
- 十 法第八十五条の十一第四項の規定並びに準用銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分
- 十一 準用銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消
- 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 前項の規定により、信用金庫電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等の必要を認めたときは、当該従たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。
- 前項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。
- 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。
- 同一人に対する信用の供与等
- 第十一条 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。）が当該金庫の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。
- 同一人が会社である場合における次に掲げる者
- イ 当該同一人自身の合算子法人等
- ロ 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条並びに次条第二項及び第三項において同じ。）及び当該法人等に準ずる者として内閣府令で定める者
- ハ ロに掲げる者の合算子法人等（当該同一人自身及びロに掲げる者に該当するものを除く。）
- 二 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第三十二条第六項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項に規定する議決権をいう。以下同じ。）を保有するもの（ロに掲げる者に該当するものを除く。）
- ト ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

- チ トに掲げる者の合算子法人等及び合算関連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）
- リ 当該同一人自身又は次に掲げる会社（第六項において「合算会社」という。）及びホ又はヘに掲げる者（ヘに掲げる者にあつては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者に限る。（4）において同じ。）がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者に該当するものを除く。）
- （1） 当該同一人自身の子会社
- （2） 当該同一人自身を子会社とする会社
- （3） （2）に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び（1）又は（2）に掲げる会社に該当するものを除く。）
- （4） ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及び（2）に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社（当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる者に該当するものを除く。）
- 二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者
- イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（ロ及び第六項において「同一人支配会社」という。）
- ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる者に該当するものを除く。）
- 三 前項に規定する合算子法人等とは、次に掲げる法人等をいう。
- 一 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下この号及び次条第二項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この項において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）の場合は、当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。
- 二 子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。
- 三 前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）
- 第一項に規定する合算関連法人等とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。
- 四 第一項、第二項及びこの項において子会社とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の

子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。法第三十二条第七項の規定は、第一項、第二項及び前項の議決権の割合を算定する場合について準用する。

6 第一項第一号に掲げる会社及び同項第二号に掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。7 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 貸出金として内閣府令で定めるもの
- 二 債務の保証として内閣府令で定めるもの
- 三 出資として内閣府令で定めるもの

四 前三号に掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの

8 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、同一人（同項本文に規定する同一人をいう。次項及び第十一項において同じ。）に対する信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）とし、同項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

9 準用銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者（以下この項及び第十一項において「債務者等」という。）の事業（次号及び第三号に規定する事業を除く。以下この号において同じ。）の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該金庫が当該債務者等に対して準用銀行法第十三条第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項において「信用供与等限度額」といいう。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 勤労者に居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給する事業その他の地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とした事業を行つてゐる債務者等（地方住宅供給公社その他不出資金の全額を地方公共団体が出資してゐる法人で金融庁長官の定めるものに限る。）に対して、当該金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

三 信用金庫連合会に係る信用の供与等にあつては、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十二号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業その他の内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業を行つてゐる債務者等に対して、当該信用金庫連合会が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。前各号に掲げるもののほか、当該金庫が信用供与等限度額を超えて信頼を生ずるおそれがあること。

五 前各号に掲げるもののほか、当該金庫及びその子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信頼を生ずるおそれがあること。前各号に掲げる者のうち、当該金庫が信用供与等限度額を超えて信頼の供与等をしないこととすれば、当該金庫及びその子会社等若しくはその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信頼の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

六 第一項第一号に規定する場合において、当該金庫及びその子会社等（準用銀行法第十三条第一項第一号の区分とし、同条第二項前段に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。）を超えて信頼の供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信頼の供与等

をしないこととすれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第三号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 当該金庫が新たに子会社等を有することとなることにより、当該金庫及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額以下に減額することとされる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 第九項第二号又は第三号に規定する債務者等に対して、当該金庫及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信頼の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該金庫及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信頼の供与等の額が信頼供与等限度額を超えることとなること。

五 前各号に掲げるもののほか、当該金庫及びその子会社等又はその子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信頼の供与等をしないこととすれば、当該金庫及びその子会社等若しくはその子会社等又は債務者等の業務の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める理由。

六 準用銀行法第十三条第三項第一号に規定する政令で定める信頼の供与等は、次に掲げるものに対する信頼の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならぬ法人

二 特別の法律により設立された法人（前号に該当する法人を除く。）で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

三 日本銀行

四 外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。）で金融庁長官が定めるもの

五 準用銀行法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信頼の供与等は、信頼の供与等を行う金庫又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信頼の供与等とする。

（金庫の特定関係者）

第十一條の二 準用銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該金庫の子会社（法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）その他の子法人等及び関連法人等

二 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者並びに当該信用金庫代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

三 前号の信用金庫代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

四 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（個人に限る。以下この号において「個人信用金庫代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国人におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該個人信用金庫代理業者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該個人信用金庫代理業者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

二 項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十三項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して準用銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信頼の供与等

一 第九項第一号に規定する場合において、当該金庫及びその子会社等（準用銀行法第十三条第一項第一号の区分とし、同条第二項前段に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。）を超えて信頼の供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信頼の供与等

二 項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十三項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して準用銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信頼の供与等

一 第九項第一号に規定する場合において、当該金庫及びその子会社等（準用銀行法第十三条第一項第一号の区分とし、同条第二項前段に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。）を超えて信頼の供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信頼の供与等

一 第九項第一号に規定する場合において、当該金庫及びその子会社等（準用銀行法第十三条第一項第一号の区分とし、同条第二項前段に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。）を超えて信頼の供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信頼の供与等

意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

第一項に規定する関連法人等とは、法人等（当該法人等の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下この項及び次条第一項第一号において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

**第十三条** 法第八十九条第一項における「営業所」とあるのは「事務所」を準用する場合の読み替え

**第十三條** 法第八十九条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定銀行業務紛争解決機関」とあるのは「指定金庫業務紛争解決機関」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法の規定 読み替える銀行	第四条の見出し 読み替える銀行	第十二条の二第一項 定期積金等	第十二条の二第二項 定期積金等	第十二条の二第三項 指定紛争解決機関	第十二条の二第四項 預金者等の	第十二条の二第五項 預金者又は定期積金の積金者（以下「預金者等」という。）の	事業
前二項の規定による審査の基準に照らし 公益上必要があると認めるときは 第一項	前二項の規定による審査の基準に照らし 公益上必要があると認めるときは 第一項	定期積金 信用金庫法第四条	定期積金 信用金庫法第八十九条の二第一項	信用金庫法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関	信用金庫法第八十九条の二第一項	信用金庫法第八十九条の二第一項	事業
手続実施基本契約 紛争解決等業務の種別が銀行業務	手續実施基本契約 紛争解決等業務の種別が同条第二項に規定する紛争解決等業務の 種別が同条第二項に規定する金庫業務	手續実施基本契約 紛争解決等業務の 手續実施基本契約（同号に規定する手續 実施基本契約をいう。次項において同じ。）	手續実施基本契約 紛争解決等業務（信用金庫法第八十五条の十二 第二項に規定する金庫業務をいう。）	手續実施基本契約 紛争解決等業務（信用金庫法第八十五条の十二 第二項に規定する紛争解決等業務をいう。）	手續実施基本契約 紛争解決等業務（信用金庫法第八十五条の十二 第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）	手續実施基本契約 紛争解決等業務（信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）	手續実施基本契約 紛争解決等業務（信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）
手續実施基本契約 紛争解決等業務	手續実施基本契約 紛争解決等業務	手續実施基本契約 紛争解決等業務	手續実施基本契約 紛争解決等業務	手續実施基本契約 紛争解決等業務	手續実施基本契約 紛争解決等業務	手續実施基本契約 紛争解決等業務	手續実施基本契約 紛争解決等業務
子会社、当該銀行を子会社とする銀行 子会社でないものに限る。）の子会社（当該 銀行を子会社とする銀行持株会社、当該 銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く （））	子会社、当該銀行を子会社とする銀行 子会社でないものに限る。）の子会社（当該 銀行を子会社とする銀行持株会社、当該 銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く （））	子会社（内閣府令で定める会社を除く。） 子会社（信用金庫法第三十二条第六項に 規定する子会社をいう。以下同じ。）	子会社（内閣府令で定める会社を除く。） 子会社（信用金庫法第三十二条第六項に 規定する子会社をいう。以下同じ。）	子会社（内閣府令で定める会社を除く。） 子会社（信用金庫法第三十二条第六項に 規定する子会社をいう。以下同じ。）	子会社（内閣府令で定める会社を除く。） 子会社（信用金庫法第三十二条第六項に 規定する子会社をいう。以下同じ。）	子会社（内閣府令で定める会社を除く。） 子会社（信用金庫法第三十二条第六項に 規定する子会社をいう。以下同じ。）	子会社（内閣府令で定める会社を除く。） 子会社（信用金庫法第三十二条第六項に 規定する子会社をいう。以下同じ。）
若しくは とき、又は当該銀行を子会社とする銀行 持株会社（他の銀行又は銀行持株会社の 銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く （））	若しくは とき、又は当該銀行を子会社とする銀行 持株会社（他の銀行又は銀行持株会社の 銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く （））	又は	又は	又は	又は	又は	又は





第五十二条の六十一の五 第信用金庫法、労働金庫法	労働金庫法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
第五項第一号亦	第五項第一号亦
第五十二条の六十一の二十 認定業務	第五十二条の六十一の二十 認定業務
第五十二条の六十一の二十九 認定業務	第五十二条の六十一の二十九 認定業務
第五項第二項	第五項第二項
7 法第八十九条第十一項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	7 法第八十九条第十一項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
読み替える銀行法の規定	読み替える銀行法の規定
第五十二条の六十八第一項	第五十二条の六十八第一項
商号	商号
読み替えられる字句	読み替えられる字句
名称	名称
(資料の提出等を求めることができる所属外国銀行に係る特殊関係者)	(資料の提出等を求めることができる所属外国銀行に係る特殊関係者)
第十三条の二 法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。	第十三条の二 法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。
一所属外国銀行（法第五十四条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。第四号において同じ。）の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分（以下この条において「株式等」という。）を保有している者	一所属外国銀行（法第五十四条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。第四号において同じ。）の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分（以下この条において「株式等」という。）を保有している者
二 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有している者	二 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有している者
三 第一号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人	三 第一号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人
四 所属外国銀行により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人	四 所属外国銀行により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人
五 前号に掲げる法人により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人（特定信用金庫代理業者の休日）	五 前号に掲げる法人により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人（特定信用金庫代理業者の休日）
第十三条の三 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第十二条第一項各号に掲げる日とする。	第十三条の三 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第十二条第一項各号に掲げる日とする。
2 前項に定める日のほか、特定信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。	2 前項に定める日のほか、特定信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。
一 特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理行為をいう。以下この号に同じ。）を行わない営業所等（特定信用金庫代理行為を行なう営業所等の当該特定信用金庫代理行為を行なう施設以外の施設を含む。）前項に定める日以外の日	一 特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理行為をいう。以下この号に同じ。）を行わない営業所等（特定信用金庫代理行為を行なう営業所等の当該特定信用金庫代理行為を行なう施設以外の施設を含む。）前項に定める日以外の日
二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用金庫代理業者の営業所等 次に掲げる日	二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用金庫代理業者の営業所等 次に掲げる日
イ 当該営業所等（主たる営業所等その他の内閣府令で定める営業所等に限る。）において同一金融庁長官に届出をした日	イ 当該営業所等（主たる営業所等その他の内閣府令で定める営業所等に限る。）において同一金融庁長官に届出をした日
ロ 特定信用金庫代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他内の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。	ロ 特定信用金庫代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他内の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。
第十三条の三の一 準用銀行法第五十二条の六十の十三に規定する政令で定める者は、金庫等（法第八十五条の二の二に規定する金庫等をいう。）その他内閣府令で定める者であつて、	第十三条の三の一 準用銀行法第五十二条の六十の三十第一第二項に規定する政令で定める者は、金庫等（法第八十五条の二の二に規定する金庫等をいう。）その他内閣府令で定める者であつて、
二 当該信用金庫代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他内の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。	二 当該信用金庫代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他内の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。
（信用金庫電子決済等取扱業者と密接な関係を有する者）	（信用金庫電子決済等取扱業者と密接な関係を有する者）
第十三条の三の二 準用銀行法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する政令で定める者は、金庫等（法第八十五条の三の五に規定する認定信用金庫電子決済等取扱業者協会が協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の六の規定による認定を受けた一般社団法人であつて、当該認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の役員等（準用銀行法第五十二条の六十の三十一第一項に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）又は使用人	第十三条の三の二 準用銀行法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する政令で定める者は、金庫等（法第八十五条の三の五に規定する認定信用金庫電子決済等取扱業者協会が協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の六の規定による認定を受けた一般社団法人であつて、当該認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の役員等（準用銀行法第五十二条の六十の三十一第一項に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）又は使用人
（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の役員等）	（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の役員等）
第十三条の三の四 準用銀行法第五十二条の六十の三十一第二項に規定する政令で定める業務は、法第八十五条の三の五に規定する認定信用金庫電子決済等取扱業者協会が協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の六の規定による認定を受けた一般社団法人であつて、当該認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の役員等（準用銀行法第五十二条の六十の三十一第一項に規定する業務の禁止の適用除外）	第十三条の三の四 準用銀行法第五十二条の六十の三十一第二項に規定する政令で定める業務は、法第八十五条の三の五に規定する認定信用金庫電子決済等取扱業者協会が協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の六の規定による認定を受けた一般社団法人であつて、当該認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の役員等（準用銀行法第五十二条の六十の三十一第一項に規定する業務の禁止の適用除外）





		第三十七条第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号
2	1	この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。	対価（手数料、報酬その他の当該特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。）
2	1	信用金庫法第六条第二項の投資を定める政令（昭和二十八年政令第百八十三号）は、廃止する。	この政令は、公布の日から施行する。	
	附 則	附 則（昭和四六年六月二十五日政令第二一三号）	附 則（昭和五六年六月一日政令第一〇八号）	
	この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。		
	附 則	（昭和五七年三月二七日政令第四五号）	（昭和五七年九月二八日政令第二七〇号）	
	この政令は、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（昭和五十七年四月一日）から施行する。	この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。		
	附 則	（昭和五八年五月一三日政令第一〇三号）	（昭和五九年五月一日政令第七八号）	
	この政令は、昭和五十八年八月一日から施行する。	この政令は、昭和六十一年八月一日から施行する。		
	附 則	（昭和六一年三月二二日政令第七八号）	（昭和六一年七月二四日政令第二六四号）	
	この政令は、昭和六十一年八月一日から施行する。	この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。		
	附 則	（昭和六三年一〇月二一日政令第三〇三号）	（昭和六十四年二月一日政令第二九号）	
	この政令は、昭和六十四年二月一日から施行する。	この政令は、昭和六十四年二月一日から施行する。		
1	附 則	（平成元年三月一七日政令第五三号）抄	（平成元年三月一七日政令第二九号）抄	
	（施行期日）			
	第一条	この政令は、法の施行の日（平成元年三月二十七日）から施行する。	この政令は、法の施行の日（平成元年三月二十七日）から施行する。	
	（信用金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）			
	第四条	前条の規定による改正後の信用金庫法施行令第四条の二第一号に規定する信用金庫に該当する信用金庫が、この政令の施行の際、信用金庫法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第四十五号）附則第三項の規定の適用を受けていたものであるときは、当該信用金庫の会員の出資の最低限度額については、同条第一号の規定にかかるらず、この政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお前述の例による。	前条の規定による改正後の信用金庫法施行令第四条の二第一号に規定する信用金庫に該当する信用金庫が、この政令の施行の際、信用金庫法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第四十五号）附則第三項の規定の適用を受けていたものであるときは、当該信用金庫の会員の出資の最低限度額については、同条第一号の規定にかかるらず、この政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお前述の例による。	
1	附 則	（平成元年七月七日政令第二一七号）抄	（平成元年七月七日政令第二一七号）抄	
	附 則	（平成五年三月三日政令第二九号）抄	（平成五年三月三日政令第二九号）抄	
	（施行期日）			
	第一条	この政令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。）の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。	この政令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。）の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。	

**附 則** (平成五年八月四日政令第二七三号)  
この政令は、平成五年十月一日から施行する。

**附 則** (平成五年九月一〇日政令第一八五号)  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成七年一〇月一八日政令第三五九号) 抄  
(施行期日)  
この政令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

**附 則** (平成八年一二月一八日政令第三三五号) 抄  
(施行期日)  
この政令は、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律（以下「健全性確保法」という。）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

**（信用金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）**

**第三条** 第四条の規定による改正後の信用金庫法施行令（次項において「新令」という。）第五条の規定の適用については、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から施行日以後一年を経過する日までの間に開始する事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、同条中「二千億円」とあるのは、「五千億円」ととする。

**2** 前項に規定する事業年度の開始の時における預金等総額（新令第五条の三第二項に規定する預金等総額をいう。以下この項において同じ。）が二千億円以上五千億円未満であり、かつ、当該事業年度の翌事業年度の開始の時における預金等総額が二千億円を下回ることとなつた信用金庫については、同条第二項の規定は、当該翌事業年度終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。

**附 則** (平成八年一二月一八日政令第三三六号) 抄  
(施行期日)  
この政令は、法の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

**附 則** (平成九年九月一九日政令第二一八八号)  
この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成九年十月一日）から施行する。

**附 則** (平成一〇年三月四日政令第三五号) 抄  
(施行期日)  
この政令は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十年三月十一日）から施行する。

**附 則** (平成一〇年五月二七日政令第一一八四号)  
この政令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十一日）から施行する。

**附 則** (平成一〇年一一月二〇日政令第三六九号) 抄  
(施行期日)  
この政令は、平成十年十二月一日から施行する。

**附 則** (平成一〇年一二月一五日政令第三九三号)  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一一年九月一〇日政令第二七六号) 抄  
(施行期日)  
この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

**第一条** この政令は、雇用・能力開発機構法（以下「法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

**附 則** (平成一二年三月二三日政令第八六号)  
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二年六月七日政令第二一四四号)  
抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月七日政令第三〇三号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。  
この政令は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成一三年二月九日政令第二八号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二二日政令第五七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十三年三月二二日政令第五七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十三年三月二二日政令第五七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十三年三月三十一日を含む事業年度の開始の時における預金等総額（第一条の規定による改正後の信用金庫法施行令（以下この条において「新令」という。）第五条の二第二項に規定する預金等総額をいう。以下この項において同じ。）が五十億円以上千億円未満であり、かつ、当該事業年度の翌事業年度の開始の時における預金等総額が五十億円を下回ることとなつた信用金庫については、当該事業年度終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、信用金庫法第三十二条第五項第一号に掲げる信用金庫に該当するものとみなす。

2 新令第五条の二第三項の規定は、信用金庫の平成十三年三月三十一日を含む事業年度の開始の時ににおける預金等総額（同項に規定する預金等総額をいう。以下この項において同じ。）が五十億円以上千億円未満であり、かつ、当該事業年度の翌事業年度の開始の時における預金等総額が五十億円以上である場合について準用する。

3 平成十三年三月三十一日を含む事業年度の開始の時ににおける預金等総額（新令第五条の三第二項に規定する預金等総額をいう。以下この項において同じ。）が五百億円以上二千億円未満であり、かつ、当該事業年度の翌事業年度の開始の時ににおける預金等総額が五百億円を下回ることとなつた信用金庫については、同条第二項の規定は、当該翌事業年度終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。ただし、当該事業年度終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、信用金庫法第三十二条第五項第一号に掲げる信用金庫に該当するものとみなす。

4 新令第五条の三第三項の規定は、信用金庫の平成十三年三月三十一日を含む事業年度の開始の時ににおける預金等総額（同項に規定する預金等総額をいう。以下この項において同じ。）が五百億円以上二千億円未満であり、かつ、当該信用金庫の当該事業年度の翌事業年度の開始の時における預金等総額が五百億円以上である場合について準用する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一五年一月二五日政令第五五五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三日政令第三一号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年二月二八日政令第四二九号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十一月三十日）から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日政令第二〇三号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則 (平成一八年二月三日政令第一九号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二九日政令第八二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月一九日政令第一七四号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二一日政令第三九号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年七月一三日政令第二〇八号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第一三三号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月一日政令第三九号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。ただし、附則第二十二条及び第三十五条から第四十六条までの規定は、公布の日から施行する。

（信用金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第四十条 改正法第十三条の規定による改正後の信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下この条において「新信用金庫法」という。）第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新信用金庫法第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができる。

附 則 (平成一四年三月二〇日政令第五〇号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成一四年三月二〇日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二八日政令第一一七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成一五年三月二八日から施行する。







改正法施行日前においても、新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十の四の規定の例により、その申請を行うことができる。

**附 則（令和五年一月六日政令第三二九号）**

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

**附 則（令和六年一月三一日政令第二二二号）抄**

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

**附 則（令和六年二月九日政令第二二九号）抄**

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（施行期日）  
（信用金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この政令の施行の際現に第二条の規定による改正前の信用金庫法施行令（次項から第六項までにおいて「旧信用金庫法施行令」という。）第十二条第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行令（次項から第六項までにおいて「新信用金庫法施行令」という。）第十二条第二項第二号に規定する事務所（次項及び第三項において「主たる事務所等」という。）に係るものにあっては同号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

2 この政令の施行の際現にされている旧信用金庫法施行令第十二条第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる事務所等に係るものにあっては新信用金庫法施行令第十二条第二項第二号の規定による承認の申請と、それ以外のものにあっては同項第三号の規定による届出とみなす。

3 この政令の施行前に旧信用金庫法施行令第十二条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日は、主たる事務所等に係るものにあっては新信用金庫法施行令第十二条第二項第二号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同項第三号の規定により休日として届け出された日とみなす。

4 この政令の施行の際現に旧信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、新信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号イに規定する営業所等（次項及び第六項において「主たる営業所等」という。）に係るものにあっては同号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの規定により休日として届け出された日とみなす。

5 この政令の施行前に旧信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号の規定により休日として届け出られた日は、主たる営業所等に係るものにあっては新信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号イの規定による承認の申請と、それ以外のものにあっては同号ロの規定による届出とみなす。

6 この政令の施行前に旧信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号の規定により休日として届け出られた日は、主たる営業所等に係るものにあっては新信用金庫法施行令第十三条の三第二項第二号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの規定により休日として届け出された日とみなす。